

# 長与町農業委員会議事録

令和5年1月27日

長与町農業委員会



# 令和5年1月農業委員会総会

1. 日時 令和5年1月27日（月） 9時30分から11時30分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（10名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	5番 渡邊 章三
	6番 栗山 将和	8番 池田 八千代	9番 山口 和幸
	10番 柿本 透	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎

4. 農業委員会委員 欠席委員（2名）

4番 原田 正利 7番 柳原 厚志

5. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文	

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	9番 山口 和幸	12番 山中 庄八郎
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地法第5条の許可申請について		
第4	第3号議案 農用地利用集積計画について		
第5	第4号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について		

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主事	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員12人中10人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人全員の出席でございます。本日の欠席者は、4番 原田 正利 委員、7番 柳原 厚志 委員の2人です。では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和5年11月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。9番 山口 和幸 委員、12番 山中 庄八郎 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が2件

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請が1件

第3号議案 農用地利用集積計画が3件

第4号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請が1件を予定しております。

それでは、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。

1件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。

1件目です。

整理番号 8

申請地 長与町三根郷(地番) 地目 畑 面積 1,064m<sup>2</sup>です。

農地区分は、農用地区域外となっています。

申請者は、

譲渡人が、福岡県福岡市(地番) (氏名)

譲受人が、長与町平木場郷(地番) (氏名)

申請目的は、売買による所有権移転です。

価格は〇〇円、10aあたりの単価は〇〇円です。

備考欄に記載のとおり、譲渡人は県外在住であり、農地の管理が困難であるため、譲受人が購入して耕作を行います。作物は現在植えられている栗や柿を継続して栽培する予定しております。

譲受人の耕作地は、17,717m<sup>2</sup> 労働力は3人です。

市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。次ページをご覧ください。図面の中央に（施設名）がござります。（施設名）の西側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページでご確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員 11月15日の14時ごろ、会長、崎山委員、事務局長、竹中さんと私、この5名と、譲受人の（氏名）も見えられておりました。現地を確認した時にはもう、除草剤の散布が終わってまして、県外在住ということですが、管理はちゃんとしております。（譲受人）も結構意欲的にやっておられるということですので、別に問題はないと思われます。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

5番 渡邊 章三 委員

5番 2ページの図面で、奥の方に赤い線がありますが、ここの脇に青線はあるんでしょうか。水が流れていて、配管はしてあったようですが。

事務局 図面を見ますと、確かに赤道だけあって青線は見当たらないですが、ここの土地が過去においてどういう使われ方をされてきたのかは、把握しておりません。

5番 付近の宅地の排水にこの配管を使っているようで、その管が途中で切れていたので、水が畑に流れ込まないか気になったところです。今後苦情が農業委員会に来るようであれば、問題にならないようにお願いしたいと思います。

議長 他にご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて2件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

2件目です。次ページをお開きください。

整理番号 9

申請地 長与町高田郷（地番） 地目 畑 面積 488m<sup>2</sup> 以下5筆です。

5筆合計 2,371m<sup>2</sup>です。

農地区分は、すべて農用地区域外です。

申請者は、

譲渡人が、長与町高田郷（地番） （氏名）

譲受人が、福岡県久留米市（地番） （氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、譲受人は譲渡人の後継者であり、現在（会社名）で農業の勉強中であり、来年の就農開始に向けて農地を譲り受けます。作物はイチゴ、ブドウなどを予定しております。

譲受人の耕作地は、2,905m<sup>2</sup> 労働力は3人です。

市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。図面の左下に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、6・7ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

山口 正則 推進委員

推進委員  
4番 11月15日に現地立会いをさせていただきました。備考の欄に書いてあるように、(譲渡人)の息子さんの(氏名)に譲渡ということで、来春に就農開始される新規就農者です。もう畠の形状としても、もともとブドウ畠経営をされておられるところですので、問題ないかと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。  
6番 栗山 将和 委員

6番 11月15日の15時ごろ、水谷会長と崎山職務代理、山口正則さんと、事務局で確認をしてきました。(地区名)のほうはブドウ畠が今あって、(地区名)のほうが非耕作地でしたが、草とかはちゃんと払ってた状態だったので、問題はないかなと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問無し)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。  
説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」の審議に入ります。  
それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。第2号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご準備ください。  
整理番号 10  
申請地 長与町本川内郷(地番) 地目 畠 面積 307m<sup>2</sup> です。

農地区分は、農用地区域外となっています。

申請者は、

譲渡人が、長与町本川内郷（地番） （氏名）

譲受人が、長与町本川内郷（地番） （氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

転用目的ですが、住宅の建設を予定しております。建築様式は、木造瓦葺き2階建てです。

備考欄に記載のとおり、譲受人は申請地を購入し、自身の住宅を建築します。雨水排水は既存の水路に、汚水及び生活雑排水は既存の下水道にそれぞれ接続します。周辺農地は建築予定地よりも高所にあるため、農地への影響はほとんどないと考えられます。

区域区分は、都市計画区域外となります。立地基準は、第2種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

資料をご覧ください。1枚目が現況写真、2枚目が平面図、3枚目が縦断図となっています。車の乗り入れ部は、現在ある擁壁を4m取り壊し、宅盤高までスロープで施工する計画です。背面の擁壁は、宅盤高から1.9mまでは腹付コンクリート擁壁、それ以上の部分については、張コンクリートでの施工計画です。1枚目の写真にあるモノレールですが、10年以上使用されていないため、許可後に撤去を予定しております。

土地の所在ですが、2ページをご覧ください。図面の左上に○○ダムがございます。ダムの南側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

池田 洋祐 推進委員

推進委員  
1番

説明を行います。11月15日午後1時半から、水谷会長、崎山委員、柿本委員、池田委員、事務局職員2名、それから私の7名と、（氏名）の代理人である行政書士の立会いのもと、現地にて確認いたしました。今、局長がお話をされたとおりで、現地を確認しに行ったときに、1番気になったのが、モノレールが境界にまたがっておりましたので、これをどうなるのかなど私も思っておりまして、先日、行政書士のところにお伺いして、聞きましたところ、今、局長がおっしゃったとおり、もうこの10年は使っていないということで、撤去するっていう話を確認いたしました。土地は、この資料の写真にありますように、2段になっておりますがそれを削って、土は外部に持ち出すということでした。上のほうの畑との境については、擁壁を設けて、土地の安全を十分配慮するということでございます。そのようなことで、問題がないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柿本 透 委員

10番 説明をいたします。今、池田委員さんが大体は説明をされたんですけど、11月15日に現地確認をいたしまして、転用をするのには、農地に影響はないっていう状況だったんですけど、先ほど言われた、モノレールの件と、あと宅地造成による土の持ち出しですね。モノレールについては、今話があったように撤去すると。それと、持ち出した土については、地区内の農家の方が自分の農地に入れるということでした。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

5番 渡邊 章三 委員

5番 この上にみかん畑があったんじゃないかなと思います。モノレールは10年以上使ってないということは、モノレールは不要だということで、何か上のみかん畑にいく道路か何か作つてあるんですかね。

1番 現在別のモノレールを使っており、畑の上の土地にも横から道が来ているので、このモノレールを撤去しても問題ないということのようです。

議長 ほかにご意見・質問はありませんか。

尾崎 明光 推進委員

推進委員 2番 この断面図ですね。擁壁とラス張りとあって、その上でまた斜めに線を引いてあるんですけど、この上が（地番）、同じ（氏名）ですけども、このどこまでが（地番）なのかですね。（地番）の畑との兼ね合いがよく分からぬんですけど、どうでしょうか。

事務局 議案書の字図と並行してみていただかないといけないかと思うんですが、（地番）というのと同じ一筆でございまして、これを今回分筆して分けているというふうな状況です。この字図の（地番）のちょっと出っ張ったような部分が、斜面地のところに位置するような格好になります。（地番）のところが上の畑の平場になってくるということで理解していただければと思います。

議長

ほかにご意見・質問はありませんか。

(意見・質問無し)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

この農地法第5条の許可申請を、県へ申達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、県へ進達することに決定いたします。

続いて、第3号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。1件目を事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。第3号議案の2ページをお開きください。

1件目

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町平木場郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 三根郷 (地番) 地目 田 面積 1, 225 m<sup>2</sup>です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間です。

平成20年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

年間の借賃は〇〇円です。なお、10aあたりの単価は〇〇円となります。

土地の所在を説明します。図面上にあります〇〇踏切の南側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員 1 1月15日に、会長、崎山委員、事務局長、竹中さん、それと私で現地を確認しました。  
3番 更新ということで、何も問題はないと思われます。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問無し)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、2件目を事務局から説明をお願いします。

事務局 2件目です。 次ページをお開きください。  
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、  
(氏名) 長与町本川内郷 (地番)  
利用権を設定する者の氏名及び住所は、  
(氏名) 長与町三根郷 (地番)  
利用権を設定する土地は、  
所在 三根郷 (地番) 地目 田 面積 2, 281 m<sup>2</sup> です。  
利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。  
期間は、令和5年12月1日から令和7年11月30日までの2年間です。  
平成25年から借り入れており、今回4回目の更新となります。  
年間の借賃は米〇〇kgです。なお、10aあたりの単価は米〇〇kgとなります。  
土地の所在を説明します。図面右上にあります〇〇橋の南西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員 3番 先ほどと同じメンバーで現地を確認しました。これも継続ということで、問題はないと思われます。以上です。

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問無し)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、3件目を事務局から説明をお願いします。

事務局 3件目です。 次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町吉無田郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町吉無田郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 岡郷 (地番) 地目 原野 面積 1, 521 m<sup>2</sup> 以下3筆です。

3筆合計 2, 390 m<sup>2</sup>です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は果樹です。

期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

新規の契約となります。

年間の借賃は、〇〇円です。なお、10aあたりの単価は〇〇円となります。  
土地の所在を説明します。図面下にあります〇〇バス停の北側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員 8番 説明いたします。11月15日の午後4時より、水谷会長、崎山職務代理、山口多美子委員と私、事務局2名の6名で現地を確認いたしました。現地はかなり荒れ放題で、これが本当に畠になるのかなとは思いましたが、本人さんがやる気があるのであれば何とかなると思われます。荒れ地が畠になるのであればいいことだと思いました。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番 今、尾崎さんが説明されたように、11月15日に現地確認をしました。(借入)、もう山林化された土地を畠に戻されます。とても大変な仕事だなと思いましたが、意欲があられ、何年か前にもすぐそばの荒廃地を借りられて、現在は立派なリンゴの木が植えられていました。今後どんな畠になるのかが楽しみです。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

5番 渡邊 章三 委員

5番 現地を見たところ、海べたですよね。ここの竹やぶを開墾するということなのか、それとも手前に少し整地した所があったので、そこかなと、ちょっと定かでなかったんですが、竹やぶの所だけを畠にするということでいいですか。

事務局 はい、そのような認識で問題ありません。この場所につきましては、当時水田だったんですが、荒れてましたので非農地通知を送って、今、農業委員会としては、非農地としての取扱いを行って原野となってます。ただそこを開墾したいということだったので今回の総会に議案として上げております。場所的には、今申し上げたように竹やぶがあるところが申請地

となります。以上です。

5番 現在、ここは荒廃地で非農地と言われましたが、開墾したらまた農地に戻すんですか。

事務局 農地に戻します。本来、非農地通知を送った場合には、現況地目が山林原野になります。本人が非農地通知を持って、法務局で地目の変更登記をしていただかなければなりませんが、申請地についてはその手続きがなされておらず、登記上の地目は田のままとなっておりますので、あとはこちらで畠として判断することで、今後は畠として取り扱っていくということになります。

議長 ほかにご意見・質問はありませんか。

(意見・質問無し)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、第4号議案「農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、第4号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請について、説明します。第4号議案の1ページをご覧ください。

これまで、農地中間管理機構が定めた計画を農業委員会において審査を行っておりましたが、これからは、農業委員会が先に審査をおこない、農地中間管理機構に対して農地利用集積等促進計画を定めるよう要請をする手続きに変更されております。これは、各市町において「地域計画」を定めることとされており、長与町においても、令和6年度末に「地域計画」を定める予定です。「地域計画」の区域内においては、これまでと同様に、農地中間管理

機構が定めた計画を農業委員会において審査をおこないますが、「地域計画」を定めるまでの期間、および「地域計画」区域外の申請については、農地中間管理機構に対して農地利用集積等促進計画を定めるよう要請する形式となります。

それでは、内容の説明を行います。

利用権を設定する者は、

長与町吉無田郷（地番） （氏名）

利用権の設定を受ける者は、

長与町本川内郷（地番） （氏名）

権利対象の土地は、

所在 三根郷（地番） 地目 田 面積 1, 785 m<sup>2</sup> です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和6年1月10日から令和11年1月9日までの5年間です。

平成28年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

年間の借賃は米〇〇kgです。なお、10aあたりの単価は米〇〇kgとなります。

土地の所在を説明します。図面右上にあります〇〇橋の南西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員 11月15日に、会長、崎山委員、事務局長、竹中さん、そして私の5名で現地を確認しました。継続ということで問題ないと思われます。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

5番 渡邊 章三 委員

5番 基盤強化法での貸し借りは今後無くなると聞いてますが、今回の3号議案が基盤強化法での貸し借り、この4号議案が中間管理での貸し借りということで、今から出てくる案件は、中間管理での貸し借りに統一したほうがいいんじゃないかという気もするんですけど、そこはどうなんですかね。

事務局 基盤強化法による貸し借りは令和6年度末で終了します。ですので、今後は中間管理事業に持っていくか、または農地法第3条での貸し借りになってきます。3条での貸し借りは、

許可をするとずっと継続となり、事務局としてはいつまで借りているか、お金がちゃんと払われているかなどが分からぬという問題があるので、対策を考える必要があります。利用集積から中間管理への変更については、契約を結ぶのが産業振興課になりますので、産業振興課と協議をしながら、変えられるタイミングで順次変えていきたいと考えております。

議長 ほかにご意見・質問はありませんか。

(意見・質問無し)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、要請することに決定いたします。これから、行事報告に移ります。事務局お願いします。

(この後、令和5年11月の行事報告が行われた。)

最後に12月の日程について、事務局からお願いします。

事務局 12月25日（月）9時30分からはいかがでしょうか

(異議なし)

議長 以上を持ちまして、長与町農業委員会11月総会を閉会します。